

2.5. 子育て支援施策と連携した事例（大阪府大東市）

(1) 取組の背景、経緯

大東市では、「大東市交通バリアフリー基本構想」を平成16年3月に策定し、公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化を推進してきた。平成18年にバリアフリー法が施行され、また高齢化の進行や生活に関連する施設の新設など、本市をとりまく状況も変わりつつあり、バリアフリー整備を更に進めるため、バリアフリー法に基づいた平成26年12月「大東市バリアフリー基本構想」を策定した。大東市は、市内にある3駅（住道駅、野崎駅、四条畷駅）周辺地区を全て重点整備地区に設定している。

住道駅、野崎駅周辺地区では、子育て支援センターを生活関連施設とし、駅から施設までを生活関連経路に設定している。

大東市では、「大東市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年4月策定）には、道路等のバリアフリーに関するニーズがあることから、安心して外出等ができる環境整備の取り組みとして道路のバリアフリー化が明記されるなど、子育て支援の観点からもバリアフリー化が進められている。

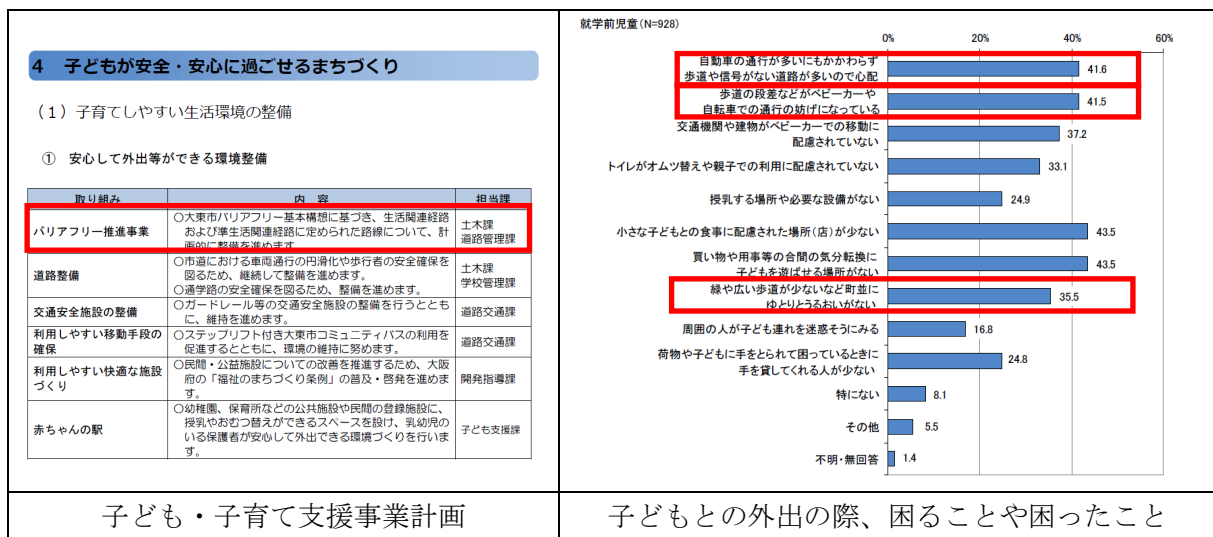


図 2-24 道路のバリアフリー化が明記された計画と道路へのニーズ

出典：大東市子ども・子育て支援事業計画

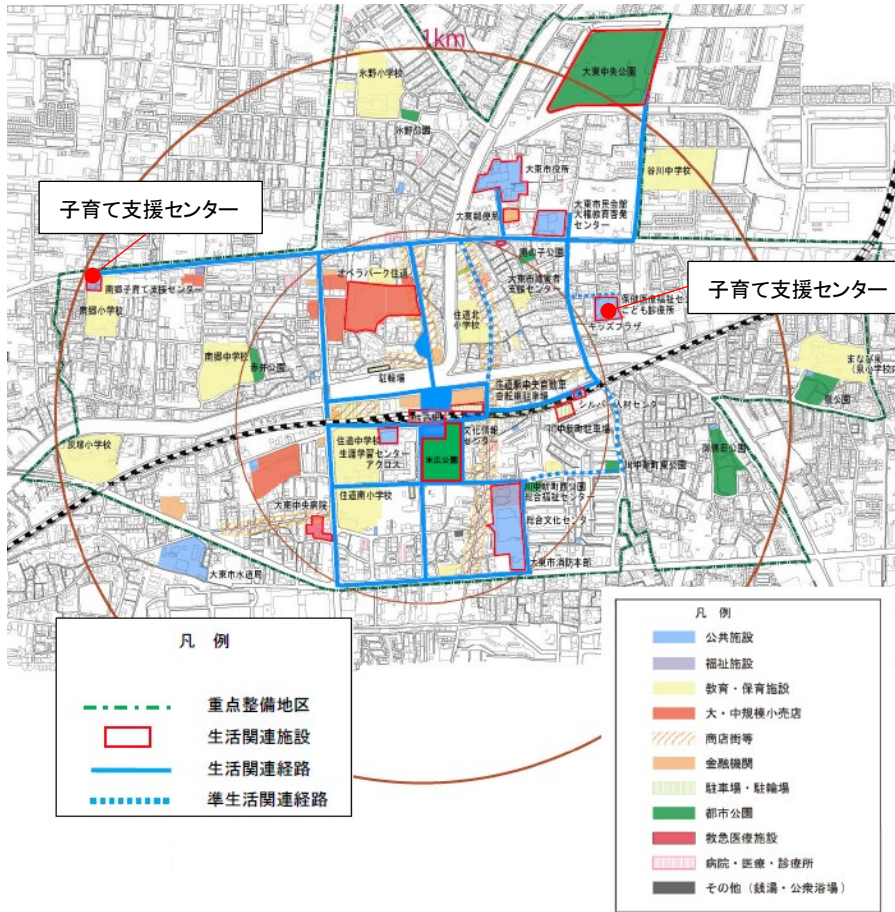


図 2-25 重点整備地区と生活関連経路及び生活関連施設（住道駅周辺地区）

出典：大東市バリアフリー基本構想

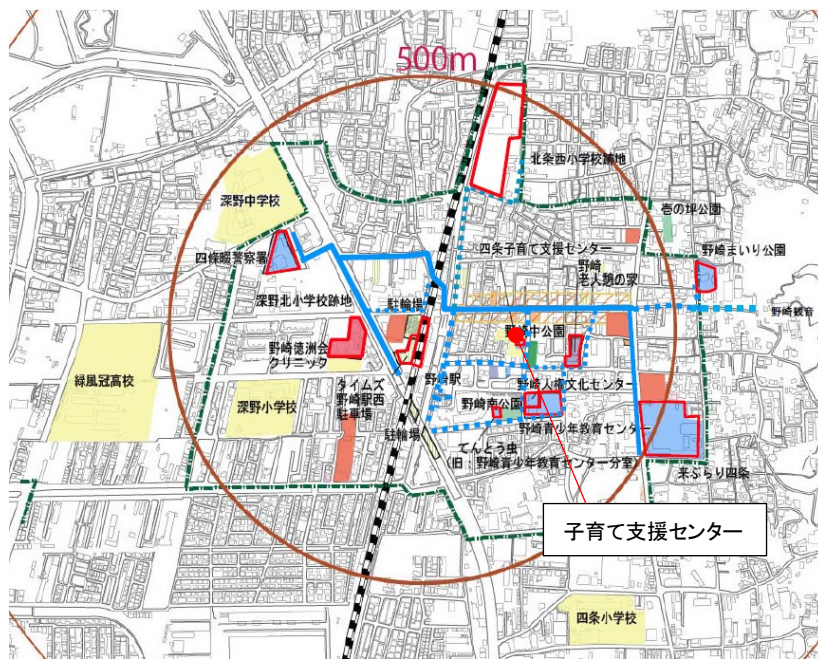


図 2-26 重点整備地区と生活関連経路及び生活関連施設（野崎駅周辺地区）

出典：大東市バリアフリー基本構想

(2) 取組内容

1) 道路のユニバーサルデザイン化

大東市では、生活関連経路と準生活関連経路を設定し、生活関連施設間の道路のユニバーサルデザイン化を図っている。

準生活関連経路では、道路移動等円滑化基準への適合は困難であるが、路肩のカラー舗装化や歩行空間にある目の粗いグレーチングの改善等の実施している。

生活関連経路	<p>旅客施設や生活関連施設を相互に結ぶ経路で特にバリアフリー化を図る必要のある経路。 生活関連経路は、施設間の移動のしやすさを高め、重点整備地区内のネットワークが形成されるよう配慮して設定。 生活関連経路に設定した経路では、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」に基づき整備を行う。</p>
準生活関連経路	<p>生活関連経路の考え方に基づき設定した経路のうち、地形等により勾配や幅員等、道路移動等円滑化基準への適合が困難であるが、可能な限りバリアフリー化を進める経路を、生活関連経路に準ずるものとして準生活関連経路に設定。準生活関連経路に設定した経路は、歩行者の安全対策（路肩のカラー化、歩車分離等）を実施する。</p>

<p>生活関連経路</p> 	<p>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</p> 
整備前	整備後
<p>準生活関連経路</p> 	<p>路側帯のカラー舗装化</p> 
整備前	整備後

図 2-27 野崎駅周辺地区のバリアフリー化の状況

出典：大東市資料

2) バリアフリーマップの提供

高齢者や障害のある方、子育て世帯が安心して外出できるよう、駅や市役所周辺施設の公共施設、大規模民間施設のバリアフリー設備情報（授乳室やおむつ交換台付トイレ等子育て支援設備情報を含む）を取りまとめたバリアフリーマップを作成し、ホームページで公表している。

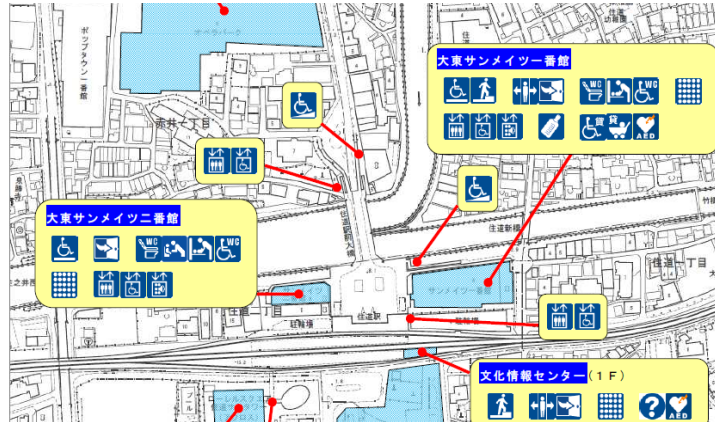


図 2-28 バリアフリーマップ

出典：大東市資料

(3) 効果

大東市内にある子育て支援センターのうち、利用者へアンケート調査を行った南郷子育て支援センター及びキッズプラザでは、利用者の利用頻度が高まっている。

平成 28 年度のアンケート調査では、週 1 日以上利用すると答えた人は、全体の 7 割以上で、月 1 日以上利用すると答えた人は、全体の 9 割を超えており、施設への利用しやすい環境整備が寄与していると考えられる。

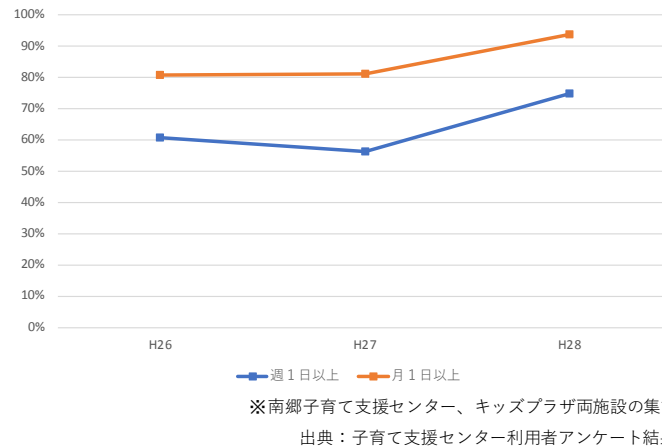


図 2-29 アンケート結果による子育て支援施設への利用頻度推移